

令和 7 年 8 月定例総会

令和 7 年 8 月 8 日開催

議 事 録

土佐清水市 農業委員会

令和 7 年度第 5 回土佐清水市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和 7 年 8 月 8 日（金） 午後 3 時 00 分～午後 4 時 00 分
2. 開催場所 土佐清水市役所 二階 第一会議室
3. 出席委員（12 人）

農業委員

- 1 番 上野 貴生
- 2 番 野老山 卓男
- 3 番 酒井 りつ子
- 4 番 池田 克彦
- 5 番 岡崎 直正

推進委員

- 1 番 安田 泰平
- 2 番 弘田 好希
- 3 番 田邊 昌一
- 4 番 岡田 哲治
- 5 番 上野 清吉
- 6 番 坂本 直幸
- 8 番 今吉 次雄

欠席委員（1 人）

- 7 番 金谷 里美

4. 議事日程

- ① 議案第 1 号 非農地証明の審議について
- ② 議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可の審議について
- ③ 議案第 3 号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見聴取について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長兼農林水産課長

中尾 吉宏

農林水産課長補佐

吉本 卓

事務局員

田邊 元寛

議長
(上野会長)

それでは、ただ今から土佐清水市農業委員会、8月定例総会を開会致します。

この際、本日の遅刻・欠席者につきまして、報告致します。

本日は金谷委員から欠席の連絡を受けています。

議長
(上野会長)

それでは議事に移ります。本日の議題は、

議案第1号 非農地証明の審議について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可の審議について

議案第3号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見聴取について

以上の審議をお願い致します。

なお、本日の議事録署名委員として

3番 酒井 委員

4番 池田 委員 の2名を指名いたします。

それでは議事に移ります。発言の際には挙手のうえ、指名を受けてか

ら発言をお願いします。

議長
(上野会長)

それでは、

議案第1号 非農地証明の審議について

をおこないますが、本日は2件の審議となっています。

それでは、

事務局
吉本補佐

議案第 1 号 非農地証明の審議①について

担当者より説明を求めます。

議案第 1 号 非農地証明①の審議について、説明いたします。

議案書の 1 ページから説明します。

申請者の住所氏名は記載のとおりです。

申請地は

加久見字松崎 1646 番 307 地目 畑 221 m²

加久見字松崎 1646 番 472 地目 畑 662 m²

合計 883 m²の農地となります。

場所については、2 ページをご覧ください。

申請理由につきましては 1 ページにあるとおり

平成元年頃、当時の所有者岡本康雄（父）が病気になり、療養が必要

になって以来、休耕状態が続いています。申請人も高知市在住のため、

今後も耕作は難しいので、地目変更したい。

とのことです。

4 ページ目から 5 ページ目の現況写真を確認してもわかるとおり、

ほぼ山林化しています。

非農地証明の許可基準で説明しますと今回のケースは

耕作不適當など、やむを得ない事情によって 15 年以上耕作放棄されたため、自然潰廃した土地で、農地への復旧ができないと認められた土地に該当します。

以上の申請を 7 月 3 日に受付を行い、関係書類を確認しております。

Check	確認書類
●	土地登記謄本【法務局】
●	公図の写し（近隣の地目、所有者を記入したもの）【税務課（記入）】
●	付近の見取り図【状況により農業委員会で準備】
●	その他必要な書類（委任状）
●	現況写真（場合によっては立会必要）【農業委員会】

現地確認は池田委員にお願いしました。審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長
(上野会長)

ただ今の説明に関して、地区担当委員より補足説明があればお願いします。

池田委員

先月事務局と現場確認に行ってきた。養老から松崎の坂道を
上がりきった所です。写真を見ていただければ、わかりますように、
もう山林化していました。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長

(上野会長)

以上で、議案についての説明が終わりました。

本件について、質疑、意見のある方は挙手をお願いします。

野老山委員

異議なし

議長

(上野会長)

他にありませんか

ないようですので、これより採決に移ります。

議案第1号 非農地証明の審議①について

議案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって本件は議案のとおり承認いたします。

議長

(上野会長)

それでは、次に移ります。

議案第1号 非農地証明の審議②について

担当者より説明を求めます。

事務局

吉本補佐

議案第 1 号 非農地証明の審議②について、説明いたします。

議案書の 6 ページから説明します。

申請者の住所氏名は記載のとおりです。

申請地は

大岐下港山 2830-157 地目 畑 365 m²

の農地となります。

場所については、7 ページをご覧ください。

申請理由につきましては 6 ページにあるとおり

申請地は昭和 53 年頃より長年にわたり耕作放棄されており農地とし

ての原状回復は難しく地目変更したい。

とのことです。

9 ページ目から 10 ページ目の現況写真の確認をお願いします。

現地は砂利が敷き詰められ、地面も固くなっていることから耕作が困

難な土地となっております。

非農地証明の許可基準で説明しますと今回のケースは

耕作不適當など、やむを得ない事情によって 15 年以上耕作放棄され

たため、自然潰廃した土地で、農地への復旧ができないと認められた

土地に該当します。

以上の申請を7月17日に受付を行い、関係書類を確認しております。

Check	確認書類
●	土地登記謄本【法務局】
●	公図の写し（近隣の地目、所有者を記入したもの）【税務課（記入）】
●	付近の見取り図【状況により農業委員会で準備】
●	その他必要な書類（委任状）
●	現況写真（場合によっては立会必要）【農業委員会】

現地確認は今吉委員にお願いしました。審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長
(上野会長)

ただ今の説明に関して、地区担当委員より補足説明があればお願いします。

今吉委員

8月18日に事務局と現場確認に行ってきました。

現況は9ページ10ページの写真を見て頂ければわかりますように、かなり一面に碎石が投入された状態になっております。かなり大きな石も畑の真ん中にもありました。ご審議のほどよろしくお願いいたします

議長
(上野会長)

以上で、議案についての説明が終わりました。

本件について、質疑、意見のある方は挙手をお願いします。

安田委員

見るときれいな土地に見えますが、砂利を敷いたのはいつごろか、
わかりますか？

事務局田邊

詳しくは分かりませんが、右側に家が建っているのですが、こちらを
建築時に少しかさ上げをして駐車場及び資材置き場として使用した
と聞きました。

安田委員

駐車場として使っていたのですね、原状回復はしなかったのですかね

事務局田邊

すいません、詳しくは聞いておりません。

安田委員

わかりました。

野老山委員

現状を見ると非農地としていいと思います。

議長
(上野会長)

他にありませんか。

ないようですので、これより採決に移ります。

議長
(上野会長)

議案第 1 号 非農地証明の審議②について

議案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます

挙手全員であります。

よって本件は議案のとおり承認いたします。

議長
(上野会長)

それでは、次に移ります。

議案第 2 号 農地法第 5 条の申請に係る意見の審議について

担当者より説明を求めます。

事務局
吉本補佐

議案第 2 号 農地法第 5 条の申請に係る意見の審議について

説明いたします。

5 条申請とは、土地所有者が農地を農地以外の利用目的で

譲渡する際、譲渡と転用が一つになった申請となります。

資料は 1 1 ページから 1 6 ページをご確認ください。

まず 1 1 ページから説明を行います。

申請者の住所氏名は記載のとおりです。

許可を受けたい農地は、3 筆で、地目・現況共に畑となっており、面

積は 2,213 m²です。詳細な申請地の位置は、1 2 ・ 1 8 ページをご確

認ください。

位置は益野川の左岸の集落で国道 3 2 1 号を下益野集落に入る手前

を左に曲がり 1 0 0 m 程度進んだ左側の農地になります。

転用の目的は、株式会社西南ポンプの資材置場として使用されるそうです。

資金調達については、自己資金により対応するそうです。

事業計画書は、先ほど追加でお渡しした資料の一枚目とおりになります。

計画図につきましては、1 4 ページをご確認ください。雨水については自然浸透と西側にある市道側溝に排水するようになります。

現地写真は、1 5 ページになります。

それでは、県に送付する許可申請に係る農業委員会の意見書（案）について、説明いたします。

先ほどお渡しした資料の二枚目をご確認ください。

申請者の住所等及び申請に係る土地については、記載のとおりです。

事業計画について、着工予定は許可日から、

完了予定日は令和 7 年 1 2 月 3 1 日となっております。

農地の区分については、第 2 種農地区分となりますが、

農用地内にあたります。

そのため、農用地の除外についても、この後の議案で

協議をお願いします。

それでは検討事項について説明します。

農地転用に関する許可基準からみた農業委員会の意見として

1 の農地の区分と転用目的について

申請土地の周辺に第3種農地を含む代替地がありませんでしたので、

意見は「適当」としています。

2 の資力及び信用については、預貯金により対応可能であると考えら

ます。通帳の写しも確認しており、「適当」としております。

3 の項目について、

今回の申請地はすべての土地に抵当権がつけられていますが

権利を有する者の同意がありませんので「なし」となります。

この土地につきましては現在、

抵当権の抹消の手続き中とのことです。また

さきほどお渡しした資料の三枚目にもありますとおり、抵当権に関する問題が発生した場合、譲受人自らが対応する旨、上申書が提出されております。

4 の申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性については、計画等に無理はなく、関係機関との協議等も整っていることから、「確実」としています。

5 の行政庁の免許、許可、許可等の処分の見込みについては、私有地

内であり、今回の転用内容については開発許可や道路工事許可は不要となり、「確実」としています。

6の農地以外の土地の利用見込みについては、資材置場として使用するため、「確実」としています。

7の計画面積の妥当性については、公図等の資料を確認しまして、転用面積に特に問題はないことから、妥当であると考えられますので、「適当」としています。

8の項目については、該当ありません。

9の周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無については、申請地周辺は農地が多少あるものの、宅地も一定数あり、周辺農地への支障はなしと考えられます。

10の一時転用については、一時転用ではないため「適当」としています。

右側に移りまして、処理経過の意見の決定については、

仮で日を入れておりますが、本日の会で許可が出た場合に、本日の日付で県へ送付していくようになります。

以上の申請が7月17日付けであり、同日に受付を行い、

関係書類を確認しております。

今回の案件については、岡田委員に現地の確認を行ってもらっており

ます。

以上、申請書類等に不足はありませんでした。

許可権者は、高知県知事で、許可・不許可の最終的な判断の責任等も県が負うこととなります。市は先ほど説明した意見書を付して申請書を県へ提出することになります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長
(上野会長)

ただ今の説明に関して、地区担当委員より補足説明があればお願い
します。

岡田委員

先日現地確認に行って来ました。

現地は農業ハウスとして使用していた形跡はありますが、長年放置されていて 15 ページの写真のとうり荒廃地になっております。

ご審議のほどよろしくお願いします

議長
(上野会長)

以上で、議案についての説明が終わりました。

本件について、質疑、意見のある方は挙手をお願いします。

議長

(上野会長)

何かございませんか？

野老山委員

異議なし

酒井委員

異議なし。この隣りに資材を置いてますね。

野老山委員

この申請地の隣で会社をしています。

上野委員

申請地は農地のど真ん中じゃないので、大丈夫だと思います。

議長

(上野会長)

他にありませんか。

ないようですので、これより採決に移ります。

議案第2号 農地法第5条の申請に係る意見の審議について

議案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって本件は議案のとおり承認いたします。

議長

(上野会長)

それでは、次に移ります。

議案第3号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見聴取について

担当者より説明を求めます。

事務局

吉本補佐

議案第 3 号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見聴取について、
説明いたします。

議長

(上野会長)

先ほどの 5 条の申請の承認をいただきました農地は、
農用地に入っていることから転用と並行して農用地からの
除外の手続きを進める必要があります。

農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 1 項の
規定では、農業振興地域整備計画を定めようとする場合、

今回の場合は区域からの除外になりますが、

農業委員会の意見を聴く必要があります。

資料につきましては議案書の 17 ページから 19 ページになります。

聴取する内容について、議案書 19 ページを確認お願いします。

関係者につきましては記載のとおりです。

除外申請地は下益野スタノ木 1948 番、1956 番 1、1957 番 1 の
3 筆となります。

その 3 筆について

農業委員会の意見を取りまとめるうえ回答する必要があります。

今回の変更案につきましては、農業振興地域の整備に関する

法律施行令第 3 条第 1 項の規定により、

議長
(上野会長)

農協からも意見を聴取しておりますが、
変更案について異議がない旨の回答をいただいております。
以上が説明となります。
審議のほどよろしく願いいたします。

議長
(上野会長)

以上で、議案についての説明が終わりました。
本件について、質疑、意見のある方は挙手をお願いします。

何かございませんか？
ないようですので、これより採決に移ります。

議案第3号

農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会の意見聴取について
農業委員会の回答として適切であると思われる意見に挙手を求めま
す。

今回の農用地の除外について

1. 当該変更案について、異議がない委員

挙手全員であります。

よって本件は議案のとおり承認いたします。

それでは、農業委員会としましては、先ほど出された条件をつけて承

議長
(上野会長)

認する旨回答します。

本日の議案は以上となります。

次回の定例総会は、令和7年9月10日（水）午後3時から

会場は、土佐清水市役所第一会議室にて行います。

その他に何かご意見はございませんか？

ないようでしたら、これで8月定例総会を閉会といたします。